

富合町合併特例区協議会の組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

(協議会の構成員の活動業務)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の会議に参加すること。
- (2) 富合区域内の各地区囑託員と定期的に意見交換を行うこと。
- (3) 区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと。
- (4) 富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと。
- (5) 合併特例区が実施する各種イベントへの参加
- (6) 協議会の広報に関すること。
- (7) 協議会の部会に関する活動
- (8) 富合区域内で取り組む事業に関すること。
- (9) 住民自治組織の形成に関すること。

(部会)

第3条 協議会が必要と認める事項について、調査研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。